

6. 財務の概要

(1) 資金収支計算書

平成 22 年度の資金収支計算書は以下のとおりです。

(単位：百万円)

収入の部				
科 目	22年度			
	予算額	決算額	差異	
学生生徒等納付金収入	1,541	1,517	24	学生生徒等納付金収入は、予算を24百万円下回りました。
手数料収入	51	40	11	
補助金収入	495	480	15	2億61百万円となり、予算を1億48百万円上回りました。
国庫補助金収入	160	174	△ 14	
地方公共団体補助金収入	335	306	29	
資産運用収入	113	261	△ 148	H23年度入学者の入学金・授業料収入等であり、予算を25百万円下回りました。
事業収入	10	16	△ 6	
雑収入	85	134	△ 49	
前受金収入	353	328	25	
その他の収入	667	533	134	
資金収入調整勘定	△ 486	△ 463	△ 23	
当年度収入合計	2,829	2,846	△ 17	結果として、資金収入合計は予算を17百万円上回りました。
前年度繰越支払資金	2,029	2,029		
収入の部合計	4,858	4,875	△ 17	

(端数処理：単位未満一桁を四捨五入)

(単位：百万円)

支出の部				
科 目	22年度			
	予算額	決算額	差異	
人件費支出	1,589	1,586	3	教育研究活動を積極的に支援すると同時に効果的な執行に努め予算を59百万円下回りました。
教育研究経費支出	850	791	59	
管理経費支出	349	302	47	予算の段階で厳しく査定し、抑制方針で執行した結果、予算を47百万円下回りました。
施設関係支出	42	41	1	
設備関係支出	45	27	18	高校の南グラウンド・教職員駐車場整備等の支出。
その他の支出	679	541	138	
予備費	50	—	50	
資金支出調整勘定	△ 110	△ 98	△ 12	
当年度支出合計	3,494	3,190	304	結果として、資金支出は予算を3億4百万円下回りました。
次年度繰越支払資金	1,364	1,685	△ 321	
支出の部合計	4,858	4,875	△ 17	

(端数処理：単位未満一桁を四捨五入)

資金収支計算書とは、当該会計年度の諸活動に対する全ての収入・支出内容を明らかにし、かつ支払資金（現金及びいつでも引出すことができる預貯金）の収入・支出の顛末を明らかにするものです。

(2) 消費収支計算書

平成 22 年度の消費収支計算書は以下のとおりです。

(単位：百万円)

収入の部			
科 目	22年度		
	予算額	決算額	差異
学生生徒等納付金	1,541	1,517	24
手数料	51	40	11
寄付金	0	0	0
補助金	495	480	15
国庫補助金	160	174	△ 14
地方公共団体補助金	335	306	29
資産運用収入	113	261	△ 148
事業収入	10	16	△ 6
雑収入	85	134	△ 49
帰属収入合計	2,295	2,448	△ 153
基本金組入額合計	△ 31	0	△ 31
消費収入の部合計	2,264	2,448	△ 184

(端数処理：単位未満一桁を四捨五入)

大学・短大について、国から1億74百万円の補助金収入がありました。

高校について県から3億6百万円の補助金収入がありました。

帰属収入は学生生徒等納付金、手数料、補助金等の法人に属する負債とならない収入です。24億48百万円となり、予算を1億53百万円上回りました。

(単位：百万円)

支出の部			
科 目	22年度		
	予算額	決算額	差異
人件費	1,573	1,531	42
教育研究経費	1,110	1,051	59
(うち減価償却費)	(260)	(260)	0
管理経費	394	358	36
(うち減価償却費)	(45)	(56)	(△ 11)
資産処分差額	0	55	△ 55
徴収不能額	20	6	14
予備費	50	—	50
消費支出の部合計	3,147	3,001	146
当年度消費支出超過額	883	553	
前年度繰越消費支出超過額	7,650	7,650	
基本金取崩額	0	37	
翌年度繰越消費支出超過額	8,533	8,166	

(端数処理：単位未満一桁を四捨五入)

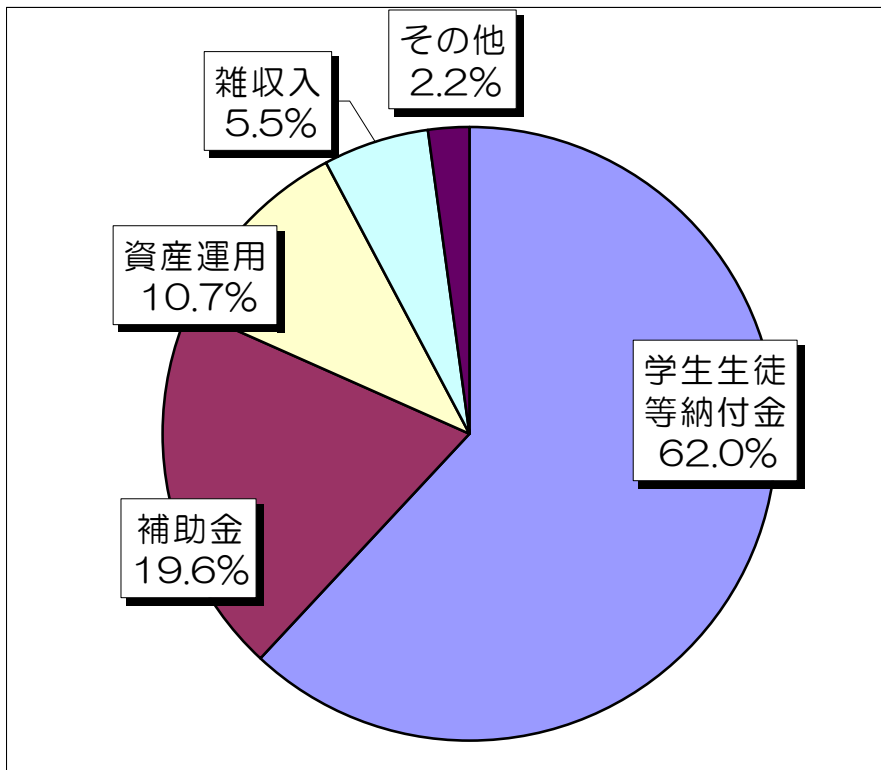
減価償却とは、固定資産の価値の減少を経費として計上する会計上の処理です。したがって、実際の支出を伴いません。

教職員の人件費、教育研究活動及び法人の運営に必要な諸経費です。30億1百万円となり、予算を1億46百万円下回りました。

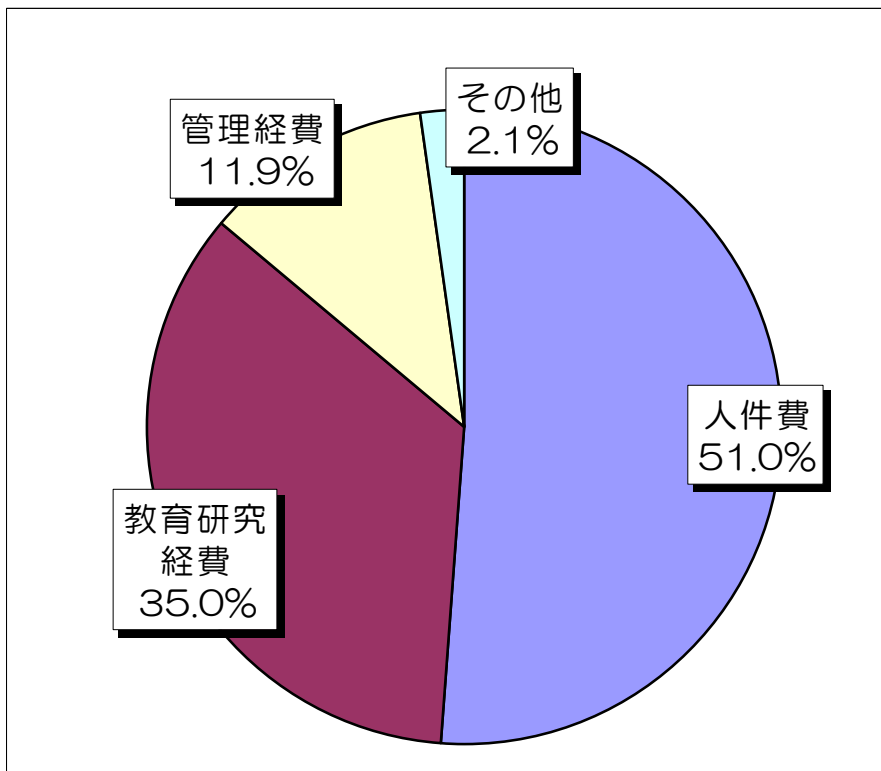
消費収支計算書とは、当該会計年度における消費収支の均衡状況とその内容を明らかにし、学校法人の経営状況が健全であるかどうかを示すもので、いわば企業会計の損益計算書に当たるものです。

資金収支計算書と類似の名称の科目でも内容が一部異なっているものがあります。

帰属収入構成比率



消費支出構成比率



(3) 貸借対照表

平成 22 年度の貸借対照表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

資 産 の 部			
科 目	22年度末	21年度末	増 減
固定資産	20,732	21,035	△ 303
有形固定資産	12,659	12,961	△ 302
その他の固定資産	8,073	8,074	△ 1
流動資産	1,775	2,126	△ 351
現金預金	1,685	2,029	△ 344
未収入金等	90	97	△ 7
資産の部合計	22,507	23,161	△ 654

自己資金で賄われており、健全な経営が行われています。

現金預金として保有している支払金額です。

(端数処理：単位未満一桁を四捨五入)

(単位：百万円)

負 債 の 部			
科 目	22年度末	21年度末	増 減
固定負債	1,016	1,066	△ 50
長期借入金	0	0	0
長期未払金	12	7	5
退職給与引当金	1,004	1,059	△ 55
流動負債	534	585	△ 51
短期借入金	0	0	0
前受金等	534	585	△ 51
負債の部合計	1,550	1,651	△ 101
基 本 金 の 部			
科 目	22年度末	21年度末	増 減
第1号基本金	20,635	20,672	△ 37
第2号基本金	6,417	6,417	0
第3号基本金	1,633	1,633	0
第4号基本金	438	438	0
基本金の部合計	29,123	29,160	△ 37
消 費 収 支 差 額 の 部			
科 目	22年度末	21年度末	増 減
翌年度繰越消費支出超過額	△ 8,166	△ 7,650	△ 516
消費収支差額の部合計	△ 8,166	△ 7,650	△ 516
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	22,507	23,161	△ 654

借入金は長期・短期ともございません。

退職金支払に伴う引当金の取り崩し増加とH23年度入学生の学納金前受金等の減少により、前年比1億1百万円減少しました。

自己資金は209億57百万円となり、前年比5億53百万円減少しましたが、総資産に占める割合（自己資金構成比率）は93.1%と十分高く、安定した財務体力を維持しています。

(端数処理：単位未満一桁を四捨五入)

貸借対照表は、年度末における財政状態の健全性と学園運営に必要な資産の保有状況や負債状況について表したものです。資産は学校法人に投入された資金がどのように使われているかを表しており、負債及び自己資金は資産が他人の資金（負債）によって賄われているか、自己資金によって賄われているかを示しています。

(4) 財産目録

財 産 目 録

(総括表)

学校法人 関東学園

平成23年3月31日

科 目	金 額 (百万円)	備 考
基 本 財 産	20,732	
有 形 固 定 資 産	12,659	
土 地	6,105	
建 物	3,494	
構 築 物	225	
教育研究用機器備品	339	
その他の機器備品	449	
図 書	2,046	
車 輜	0	
建設仮勘定	1	
その他の固定資産	8,073	
電話加入権	5	
長期貸付金	17	
差入保証金	2	
学部増設引当特定預金	600	
施設拡充引当特定資産	5,816	
第3号基本金引当預金	1,633	
運 用 財 産	1,775	
現 金 預 金	1,685	
未 収 入 金	71	
前 払 金	18	
立 替 金	1	
資 産 の 部 合 計	22,507	
固 定 負 債	1,016	
長 期 未 払 金	12	
退職給与引当金	1,004	
流 動 負 債	534	
前 受 金	328	
預 り 金	129	
未 払 金	77	
負 債 の 部 合 計	1,550	
正 味 財 産	20,957	

(注) 資産の評価は取得価格基準による。

(5) 監査報告書

監 査 報 告 書

平成 23 年 5 月 20 日

学校法人 関東学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 関東学園
監事 金子 日出雄 ⑩
監事 平賀 正治 ⑩

私たちは、学校法人関東学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 9 条の定めに基づき、平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務及び財産の状況を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は理事会及び評議員会に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において事業及び財産の状況を調査し、また会計監査法人（辰巳監査法人）と連携をとり、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表は会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の財産及び資金収支・消費収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務の執行に関し不正の行為がなく、かつ法令及び寄附行為に反する重大な事柄は認められません。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 26 日

学校法人 関東学園
理 事 会 御中

辰 巳 監 査 法 人
代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 辰 巳 正 ㊞

当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人関東学園の平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人関東学園の平成 23 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上